

## 弾力的運用制度の フォローアップについて

- 1 特認校制・・・西田学園義務教育学校  
・・・金透小学校
- 2 隣接区域選択制・・・行健第二小学校  
・・・富田東小学校

令和3年7月28日

## 【目 次】

	ページ
1 通学区域の弾力化	1
2 学校教育審議会・特別委員会これまでの経緯	2
3 これまでの変更	3
4 特認校制（西田学園）の対象校	4
5 隣接区域選択制の対象校	5
6 特認校制（金透小）の対象校	6
7 隣接区域選択制及び特認校制（金透小）卒業後の 就学状況	8
8 特認校制（金透小）の対象校見直し	10
9 過大規模校の現状	14
10 募集（受入）人数等	16
11 弾力的運用制度の今年度スケジュール	18
【参考 関係法令・規則 抜粋】	19

# 1 通学区域の弾力化

本市においては、学校教育法施行令第5条第2項、及び郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則第2条の規定により、住所地に基づき通学区域を指定している。

また、同規則第5条第1項において、通学区域外就学許可基準（転居、留守家庭等）を設け、弾力的運用を図ってきた。

平成30年度以降の学校選択制（弾力的運用）導入については、次ページのとおりである。

なお、学校選択制（弾力的運用）には、以下の分類がある。

区分	分類	内容等
(1)	自由選択制	市内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
(2)	ブロック選択制	市内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
(3)	隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
(4)	特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、就学を認めるもの
(5)	特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

## 2 学校教育審議会・特別委員会これまでの経緯 ～平成28年7月以降～

児童生徒減少  
時代における  
義務教育の  
保障

平成28年7月から審議開始

～平成30年4月提言書とりまとめ

本市の人口・児童生徒数減少時代において義務教育を保障することが教育行政の重要課題と位置づけ、過小規模校と過大規模校が発生している現状から、平成28年7月から特別委員を委嘱、平成30年4月「本市における今後の通学区域等のあり方について」提言書を取りまとめた。

平成30年4月  
西田学園  
開校

・平成30年4月 西田学園を特認校に指定

平成29年5月現在、通常学級数が12以上の小・中学校の通学区域に住所のある小6及び入学予定児童について、西田学園への入学を認めた制度。

平成31年4月  
過大規模校  
対策

・隣接区域選択制を導入

平成30年5月現在、行健第二小、富田東小の通学区域に住所のある児童（小1～小5）及び入学予定児童について、希望する隣接校への就学を認めた制度。選択すると住所地の中学校、または通学した小学校児童が進学する中学校に進学可能。

・金透小学校を特認校に指定

平成30年5月現在、通常学級数が19以上の小学校の通学区域に住所のある児童（小1～小5）及び入学予定の児童について、金透小への就学を認めた制度。選択すると住所地の中学校、または郡山第二中に進学可能。

令和2年4月  
弾力的運用の  
拡充

・市外からの転入児童生徒への対応変更

「募集期間のみ受付」から

「募集期間後希望する学校が受入可能であれば随時受付可」へ

・西田学園の募集範囲拡大

「新1年生と新7年生のみ」から「全学年」へ

### 3 これまでの変更

変更前	変更後
<p>(1) 市外からの転入児童生徒（未就学児童） （隣接区域選択制と特認校制）</p>	
<p>（令和元年度入学児童）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入し就学する学校が決定している場合、募集期間内であれば受付。</li> </ul>	<p>（令和2年度入学児童）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入し就学する学校が決定している場合、募集期間内であれば受付。</li> <li>・<u>募集期間後、希望する学校が受入可能であれば、随時受付。</u></li> </ul>
<p>(2) 市外からの転入児童生徒 （小学1年生～6年生、西田学園後期課程） （隣接区域選択制と特認校制）</p>	
<p>（令和元年度入学児童生徒）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市外からの転入児童生徒については、対応していない。</li> </ul>	<p><u>（令和2年度就学児童生徒）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>令和2年4月1日以降、本市に転入した日から希望する学校が受入可能であれば、就学（転校）することを認める（ただし、経過措置として修了式の翌日（令和2年3月24日）から、転入児童生徒が希望する学校が受入可能であれば、就学（転校）することを認める。）。</u></li> </ul>
<p>(3) 西田学園の特認校制</p>	
<p>（令和元年度入学児童生徒）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新1年生及び新7年生のみの募集</li> </ul>	<p><u>（令和2年度就学児童生徒）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>全学年で募集する。</u></li> </ul>

## 4 特認校制（西田学園）の対象校

平成30年4月に義務教育学校として開校した「西田学園」は、小規模校対策や特色ある学校教育を先進的に推進するため、開校と同時に、特認校に指定した。

### （1）制度が利用できる対象校数及び就学者数 （単位：人）

課程	制度が利用できる対象校数 （通常学級数が12以上）	就学者数			
		H 30 年 度	R 元 年 度	R 2 年 度	R 3 年 度
前期	平成30年度～令和2年度（29校） 令和3年度～（28校）	0	2	6	10
後期	平成30年度～令和2年度（14校） 令和3年度～（12校）	0	0	3	0

### （2）学年別就学者数 （単位：人）

年度	前期課程							後期課程				合計
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計	7 年	8 年	9 年	計	
H30	0	-	-	-	-	-	0	0	-	-	0	0
R元	2	-	-	-	-	-	2	0	-	-	0	2
R2	5	0	0	1	0	0	6	1	0	2	3	9
R3	7	1	0	1	0	1	10	0	0	0	0	10

## 5 隣接区域選択制の対象校

児童数の増加が予想される小学校について、学習環境の充実及び学校規模の平準化を早急に図るため、平成31年4月から導入した。

### (1) 隣接する小学校及び就学者数 (単位：人)

学校	隣接校（就学先小学校）			
	就学先	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行健第二小学校	日和田小学校	0	0	0
	明健小学校	7	3	5
	行徳小学校	2	0	0
	喜久田小学校	0	0	3
	合計	9	3	8
富田東小学校	行徳小学校	1	3	2
	喜久田小学校	0	1	2
	桃見台小学校	4	2	1
	赤木小学校	2	1	1
	大島小学校	4	9	10
	富田小学校	6	4	7
	合計	17	20	23

### (2) 学年別就学者数 (単位：人)

学校	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
行健第二小学校	R元	3	0	0	1	3	2	9
	R2	3	0	0	0	0	0	3
	R3	6	0	0	0	1	1	8
富田東小学校	R元	6	2	4	2	1	2	17
	R2	14	0	0	3	3	0	20
	R3	19	3	1	0	0	0	23

## 6 特認校制（金透小）の対象校

金透小学校は、長年にわたり研究公開を行うなど本市の教育をリードしている。

また、引き続き研究を進めながら広く授業を公開するためには、一定規模以上の人数が必要である。

こうした中、平成29年4月、郡山富田駅の開業により、公共交通機関が通学に利用できるようになった。

以上のことから、平成31年4月より金透小学校を特認校に指定した。

### (1) 制度が利用できる小学校及び就学者数 (単位：人)

制度が利用できる対象校 (通常学級数が19以上)	就学者数		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
令和元年度～8校（行健小・行健第二小・安積第一小・芳賀小・富田東小・大島小・大成小・朝日が丘小）	16	16	16

### (2) 学年別就学者数 (単位：人)

年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R元	6	4	2	2	1	1	16
R2	15	0	0	1	0	0	16
R3	11	0	0	2	0	3	16

### (3) 対象校別就学者数

(単位：人)

対象校	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行健小	6	3	5
行健第二小	1	0	0
安積第一小	1	4	3
芳賀小	3	4	2
富田東小	1	0	4
大島小	2	3	1
大成小	1	2	1
朝日が丘小	1	0	0
合計	16	16	16

## 7 隣接区域選択制及び特認校制 (金透小) 卒業後の就学状況

(1) 隣接区域選択制卒業後の就学状況 (単位：人)

小学校	隣接校 (就学先 小学校)	入学年度		就学先中学校
		令和2年度	令和3年度	
行健 第二	明健小	5		明健中
	行徳小		2	行健中
	喜久田小	1		喜久田中
	合計	6	2	
富田東	行徳小	1		行健中
	桃見台小	2		郡山第五中
	大島小	1	1	郡山第五中
	富田小	1		郡山第六中
		3	2	富田中
合計	8	3		

(2) 特認校制(金透小)卒業後の就学状況 (単位：人)

小学校	対象校	入学年度		就学先中学校
		令和2年度	令和3年度	
金透	行健小	1	1	郡山第二中
	合計	1	1	

※ 預け先などの事由により対象校へ区域外就学していた児童で、本制度に切り替えた児童を含む。

memo

## 8 特認校制(金透小)の対象校見直し

金透小学校は、平成31年4月より特認校に指定。指定から3年後の令和3年度に対象校を見直すこととなっている。

現行対象校は通常学級数19以上であるが、対象要件を次のとおりとしたい。

- ① 今後3年間、通常学級数が19以上であること。
- ② 今後3年間の各学年児童数を確認し、児童の転出があっても19学級以上を確保できること。

(1) 現在の対象校(8校)について、令和4年度から令和6年度を試算

※ 住所地から推計した人数と実際に在籍する人数が異なることから、実績に近い推移を把握するため、(実児童数/住所地推計)の割合を換算した。

※令和3年5月1日現在  
 ※1・2年生30人学級、3年生以上33人学級で試算  
 ※18=要件①非該当 19=要件②確認

No.	小学校	R3		R4		R5		R6		要件①	要件②
		室	人	室	人	室	人	室	人		
1	行健	22	591	22	619	22	625	23	652	○	○
2	行健第二	20	547	19	549	19	549	19	541	○	△
3	安積第一	19	516	18	509	19	519	19	514	△	△
4	芳賀	18	542	18	530	19	534	19	509	△	△
5	富田東	31	932	32	937	34	981	33	967	○	○
6	大島	21	578	20	558	21	572	21	544	○	○
7	大成	23	682	23	675	23	657	23	660	○	○
8	朝日が丘	20	565	19	538	19	527	20	550	○	△

## (2) 対象校の要件②の確認

### ■ 行健第二小について

令和3年5月1日現在の児童数・学級数の推計

区分		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R4	人	81	102※	99	87	98	82	549
	室	3	4	3	3	3	3	19
R5	人	82	81	102※	99	87	98	549
	室	3	3	4	3	3	3	19
R6	人	90	82	81	102※	99	87	541
	室	3	3	3	4	3	3	19

現時点で普通教室に余裕がないことから、隣接区域選択制の対象校としている。  
⇒継続して対象校としたい。

### ■ 朝日が丘小について

令和3年5月1日現在の児童数・学級数の推計

区分		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R4	人	82	89	102※1	96	70	99	538
	室	3	3	4	3	3	3	19
R5	人	88	82	89	102※1	96	70	527
	室	3	3	3	4	3	3	19
R6	人	93※2	88	82	89	102※1	96	550
	室	4	3	3	3	4	3	20

※1 令和4年度の3年生及び令和4年度の4年生は102名で、33人学級による学級編制のため4学級である。3名が転出すると99名で、4学級が3学級になり、学校全体で18学級となるため、要件②で、非該当となる。

※2 令和6年度の1年生は93名で、30人学級による学級編制のため4学級である。入学予定者が3名減で、4学級が3学級になり、※1と併せて、学校全体で18学級となるため、要件②で非該当となる。

(3) 現在、対象でない小学校（40校）について令和4年度から令和6年度を試算

※令和3年5月1日現在  
※1・2年生30人学級、3年生以上33人学級で試算

No.	小学校	R3		R4		R5		R6		要件①	要件②
		室	人	室	人	室	人	室	人		
1	開成	19	527	20	550	20	537	20	522	○	△
2	大槻	19	519	20	526	20	511	19	520	○	△
上記以外の38校（通常学級数19未満）										非該当	



■ 開成小について

令和3年5月1日現在の児童数・学級数の推計

区分		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R4	人	102	102	85	70	92	99	550
	室	4	4	3	3	3	3	20
R5	人	86	102	102※	85	70	92	537
	室	3	4	4	3	3	3	20
R6	人	77	86	102※	102※	85	70	522
	室	3	3	4	4	3	3	20

※ 令和6年度の3年生及び4年生においては、令和6年度までにそれぞれの学年で3名が転出すると、99名になり、4学級が3学級で、学校全体で18学級となるため、要件②で非該当となる。

## ■ 大槻小について

令和3年5月1日現在の児童数・学級数推計

区分		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R4	人	91※	84	81	102※	79	89	526
	室	4	3	3	4	3	3	20
R5	人	74	91※	84	81	102※	79	511
	室	3	4	3	3	4	3	20
R6	人	88	74	91	84	81	※102	520
	室	3	3	3	3	3	4	19

※ 令和4年度の入学予定者が1名減、または、4年生で3名が転出すると、99名になり、それぞれ4学級が3学級で、学校全体で18学級となるため、要件②で非該当となる。

◆ 以上のことから、令和4年度から令和6年度までの対象校については、次のとおりとしたい。

- ・ 令和3年度まで対象校であった安積第一小学校、芳賀小学校、朝日が丘小学校は対象校としない。
- ・ 新規の学校を対象校としない。



小学校：対象校5校

## 9 過大規模校の現状

過大規模校の令和3年度（5月1日現在）と令和4、5年度の児童生徒数の推計 ※ （実児童数/住所地推計）の割合を換算

- ※ R4、5の1年生は令和3年5月1日現在の推計値
- ※ 室数は1・2年生は30人学級、3年生以上は33人学級で試算
- ※ R4、5年度の特別支援の児童数は、R3年度の特別支援の児童数で試算

(1) 行健第二小学校（普通教室数：19）

区分		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	合計
R3	人	102	99	87	98	82	79	29	576
	室	4	4	3	3	3	3	5	25
R4	人	※81	102	99	87	98	82	29	578
	室	3	4	3	3	3	3	5	24
R5	人	※82	※81	102	99	87	98	29	578
	室	3	3	4	3	3	3	5	24

(2) 富田東小学校（普通教室数：32）

区分		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	合計
R3	人	169	150	149	164	140	160	43	975
	室	6	5	5	5	5	5	6	37
R4	人	※165	169	150	149	164	140	43	980
	室	6	6	5	5	5	5	6	38
R5	人	※184	※165	169	150	149	164	43	1,024
	室	7	6	6	5	5	5	6	40

(3) 富田中学校（普通教室数：22）

区分		1年	2年	3年	特別支援	合計
R3	人	246	220	221	14	701
	室	(9) 8	7	7	3	25
R4	人	234	246	220	14	714
	室	8	8	7	3	26
R5	人	221	234	246	14	715
	室	8	8	8	3	27

- ※ R4、5年度の1年の生徒数は、R3年5月1日現在の富田小と富田東小の児童数の合計
- ※ 室数は1年生は30人学級、2・3年生は33人学級で試算
- ※ R4、5年度の特別支援の生徒数は、R3年度の特別支援の生徒数で試算

弾力的運用を導入している行健第二小学校及び富田東小学校の推計児童数について、富田東小学校は、年々増加する見込みで、教室数が不足している。

行健第二小学校は横ばいであるが、普通教室が不足している。

令和4年度以降の推計は、弾力的運用を加味した試算でないことから、引き続き当該制度を活用していく必要がある。

弾力的運用を導入していない富田中学校は、富田東小学校から進学する中学校であるため、富田東小学校同様に年々増加する見込みであり、教室数も不足している。

当該制度を導入していないが、今後の状況を注視していく必要がある。

※少人数学級と少人数指導（例：小3に72人が在籍＝教員3人配置）



◇ 市町村教育委員会が、校長の意見を聴取しながら各学校の実態に応じ、少人数学級又は少人数指導を選択し、県教育委員会が指定する。

少人数指導担当は学級担任と協力して活動、1学級に2人先生が入ったり、学年、学級を小グループに分けたりして指導。

# 10 募集（受入）人数等

(1) 隣接区域選択制（行健第二小、富田東小）

隣接する小学校の受入可能人数を元に、期間（10月1日から末日）を定め、募集を行う。

【参考】令和元年度～令和3年度募集（受入）人数 (単位：人)

No.	隣接小学校	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1	日和田小学校	R元	10	0	17	18	8	8	61
		R 2	6	12	10	10	10	10	58
		R 3	30	27	31	7	21	25	141
2	明健小学校	R元	7	4	8	8	9	10	46
		R 2	27	22	24	23	27	24	147
		R 3	18	17	27	23	20	25	130
3	行徳小学校	R元	0	8	8	12	4	14	46
		R 2	5	2	7	10	10	2	36
		R 3	10	2	10	10	10	10	52
4	喜久田小学校	R元	20	29	4	18	0	24	95
		R 2	27	26	5	5	13	1	77
		R 3	15	25	33	38	37	20	168
5	桃見台小学校	R元	36	7	5	11	4	8	71
		R 2	10	20	17	17	28	19	111
		R 3	3	2	26	17	21	26	95
6	赤木小学校	R元	17	21	17	25	38	25	143
		R 2	8	7	34	17	20	36	122
		R 3	9	7	16	32	12	15	91
7	大島小学校	R元	10	12	18	4	6	10	60
		R 2	6	2	3	8	29	27	75
		R 3	16	6	18	10	16	23	89
8	富田小学校	R元	22	0	14	24	13	26	99
		R 2	15	10	10	16	24	12	87
		R 3	6	3	3	0	3	5	20
合計	合計	R元	122	81	91	120	82	125	621
		R 2	104	101	110	106	161	131	713
		R 3	107	89	164	137	140	149	786

(2) 特認校制

西田学園及び金透小学校の受入可能人数を元に、期間（小学校・前期課程は10月1日から末日、後期課程は1月10日前後から2月20日前後）を定め、募集を行う。

【参考】平成30年度～令和3年度受入人数

(単位：人)

特認校	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	合計
西田学園 義務教育学校	H30	5	-	-	-	-	-	20	-	-	25
	R元	5	-	-	-	-	-	20	-	-	25
	R2	20	20	3	2	5	5	10	5	5	75
	R3	10	5	5	5	5	5	10	7	1	53
金透小学校	R元	20	15	16	18	11	3	-	-	-	83
	R2	19	4	16	15	18	10	-	-	-	82
	R3	17	0	10	5	5	5	-	-	-	42

# 11 弾力的運用制度の今年度スケジュール

(2021/7/28 現在)

時 期	会 議 等	内 容 等
令和3年10月初め	令和4年度 小学1年生 入学通知書発送・募集開始	募集人数の周知（広報 こおりやま10月号等）
令和3年10月	令和4年度 中学校の就学校の確認	制度を利用した小学校 6年生に対し、就学す る中学校を確認する
令和3年10月	西田学園（前期課程） 学校見学会開催	適宜実施（学校におい て計画）
令和3年11月初め	募集締切・抽選・就学者の 決定	
令和4年1月	新中学1年生入学通知書発 送・西田学園（後期課程） 募集開始 西田学園学校見学会	西田学園（後期課程） 募集人数の周知（広報 こおりやま1月号等）
令和4年2月	後期課程募集締切・抽選・ 就学者の決定	
令和4年4月	希望校に就学	

## 【参考 関係法令・規則 抜粋】

### ○学校教育法施行令

昭和28年10月31日  
政令第340号

#### 第5条

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合又は当該市町村の設置する中学校（法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3第1項、第7条及び第8条において同じ。）及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。

### ○郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則

昭和42年4月30日  
郡山市教育委員会規則第6号

#### （趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項及び第6条の規定に基づき、市内に居住する就学予定者及び就学中の学齢児童生徒（以下「学齢児童生徒」という。）の就学すべき学校の指定について必要な事項を定めるものとする。

#### （通学区域）

第2条 学齢児童生徒の就学すべき学校の指定区域（以下「通学区域」という。）は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

#### （学校選択制）

第3条 保護者は、学齢児童生徒の就学すべき学校の希望について、あらかじめ意見を述べることができる。

2 教育長は、前項に規定する保護者の意見を踏まえて、就学する学校を指定することができる。

#### （転校）

第4条 就学中の学齢児童生徒に住所の変更があったときは、直ちに当該変更にかかる通学区域の学校に転校させるものとする。

#### （指定の変更等）

第5条 保護者は、学齢児童生徒が、病弱その他の事情により指定された学校の変更の申立てをしようとするときは、通学区域外就学許可申請書（第1号様式）に事実を証明する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育長は、通学区域外の就学を許可又は許可しない旨の決定をしたときは、通学区域外就学許可（不許可）通知書（第2号様式）を保護者に交付する。

3 前項の通学区域外の就学の許可後において、虚偽の申請であることを発見したときは、直ちにその許可を取消すものとする。

4 教育長は、第2条の規定にかかわらず、保護者がその指定された学校の変更の申立てができる学校の通学区域を定め、公表するものとする。